

●香川県告示第155号

香川県工事請負契約約款等の一部を改正する約款を次のように定める。

平成20年3月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県工事請負契約約款等の一部を改正する約款

(香川県工事請負契約約款の一部改正)

第1条 香川県工事請負契約約款(平成9年香川県告示第256号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(前金払)</p> <p>第35条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 甲は、乙が第4項の期間内に同項の超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年3.7パーセント</u>の割合で計算して得た額の遅延利息の支払を請求することができる。ただし、計算した利息の金額が100円に満たないとき、又は100円以上であっても100円に満たない端数のあるときは、その全額又は端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>7 略</p>	<p>(前金払)</p> <p>第35条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 甲は、乙が第4項の期間内に同項の超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年3.4パーセント</u>の割合で計算して得た額の遅延利息の支払を請求することができる。ただし、計算した利息の金額が100円に満たないとき、又は100円以上であっても100円に満たない端数のあるときは、その全額又は端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>7 略</p>
<p>(部分払)</p> <p>第38条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 乙は、第3項の規定による<u>確認</u>があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、甲は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払をしなければならない。</p> <p>6・7 略</p>	<p>(部分払)</p> <p>第38条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 乙は、第3項の規定による<u>通知</u>があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、甲は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払をしなければならない。</p> <p>6・7 略</p>
<p>(かし担保)</p> <p>第42条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約である場合</p>	<p>(かし担保)</p> <p>第42条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第87条第1項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約である場合</p>

には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条第1項及び第2項に定める部分のかし（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について修補又は損害賠償の請求を行うことのできる期間は、10年とする。

5・6 略

（履行遅滞の場合における損害金等）

第43条 略

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.7パーセントの割合で計算して得た額とする。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により、第33条第2項（第39条第1項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.7パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第48条 略

2 略

- 3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第44条第1項又は第45条第1項の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.7パーセントの割合で計算して得た額の利息を付した額を、解除が第46条第1項又は前条第1項の規定によるときにあってはその余剰額を甲に返還しなければならない。

4～8 略

（賠償金の支払）

第49条 乙は、第45条第1項第1号又は第2号に該当するときは、甲が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2～4 略

には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第6条第1項及び第2項に定める部分のかし（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について修補又は損害賠償の請求を行うことのできる期間は、10年とする。

5・6 略

（履行遅滞の場合における損害金等）

第43条 略

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.4パーセントの割合で計算して得た額とする。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により、第33条第2項（第39条第1項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.4パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第48条 略

2 略

- 3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第44条第1項又は第45条第1項の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.4パーセントの割合で計算して得た額の利息を付した額を、解除が第46条第1項又は前条第1項の規定によるときにあってはその余剰額を甲に返還しなければならない。

4～8 略

（賠償金の支払）

第49条 乙は、第45条第1項第1号又は第2号に該当するときは、甲が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、請負代金額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2～4 略

(賠償金等の徴収)

第51条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年3.7パーセントの割合で計算して得た額の利息を付した額と、甲の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3.7パーセントの割合で計算して得た額の延滞金を徴収する。

(仲裁)

第53条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条第1項の審査会のあっ旋又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同項の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服するものとする。

(賠償金等の徴収)

第51条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年3.4パーセントの割合で計算して得た額の利息を付した額と、甲の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3.4パーセントの割合で計算して得た額の延滞金を徴収する。

(仲裁)

第53条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条第1項の審査会のあっ旋又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同項の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服するものとする。

(香川県土木設計業務等委託契約約款の一部改正)

第2条 香川県土木設計業務等委託契約約款(平成11年香川県告示第258号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務工程表の提出) 第3条 略</p> <p><u>(契約の保証)</u> 第3条の2 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。</p> <p>(1) 契約保証金の納付 (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 (3) <u>この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実に認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証</u></p>	<p>(業務工程表の提出) 第3条 略</p>

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。

4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第4条 略

(前金払)

第33条 乙は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払を甲に請求することができる。ただし、業務委託料が100万円に満たないとき又は履行期間の日数が90日に満たないときは、この限りでない。

2～5 略

6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第40条 略

2 前項の損害金の額は、業務委託料から第36条の規定による部分引渡しに

(権利義務の譲渡等)

第4条 略

(前金払)

第33条 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払を甲に請求することができる。ただし、業務委託料が100万円に満たないとき又は履行期間の日数が90日に満たないときは、この限りでない。

2～5 略

6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.4パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第40条 略

2 前項の損害金の額は、業務委託料から第36条の規定による部分引渡しに

係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.7パーセントの割合で計算した額とする。

- 3 甲の責めに帰すべき事由により、第31条第2項（第36条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

#### 第41条 削除

（解除に伴う措置）

第47条 契約が解除された場合において、第33条の規定による前払金があったときは、乙は、第42条第1項又は第43条第1項の規定による解除にあっては当該前払金の額（第36条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第44条第1項又は第45条第1項の規定による解除にあっては当該前払金の額を甲に返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第33条の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金の額（第36条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、第42条第1項又は第43条第1項の規定による解除にあっては当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第44条第1項又は第45条第1項の規定による解除にあっては当該余剰額を甲に返還しなければならない。

3～7 略

係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.4パーセントの割合で計算した額とする。

- 3 甲の責めに帰すべき事由により、第31条第2項（第36条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.4パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（業務完了保証人）

第41条 甲は、乙が次条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当するときは、業務完了保証人に対して業務を完成すべきことを請求することができる。

- 2 業務完了保証人は、前項の請求があったときは、第4条第1項の規定にかかわらず、この契約に基づく乙の権利及び義務を承継する。

（解除に伴う措置）

第47条 契約が解除された場合において、第33条の規定による前払金があったときは、乙は、第42条第1項又は第43条第1項の規定による解除にあっては当該前払金の額（第36条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.4パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第44条第1項又は第45条第1項の規定による解除にあっては当該前払金の額を甲に返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第33条の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金の額（第36条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、第42条第1項又は第43条第1項の規定による解除にあっては当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.4パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第44条第1項又は第45条第1項の規定による解除にあっては当該余剰額を甲に返還しなければならない。

3～7 略

(賠償金の支払)

第48条 乙は、第43条第1項第1号又は第2号に該当するときは、甲が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2・3 略

(賠償金等の徴収)

第50条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年3.7パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3.7パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(賠償金の支払)

第48条 乙は、第43条第1項第1号又は第2号に該当するときは、甲が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、業務委託料の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2・3 略

(賠償金等の徴収)

第50条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年3.4パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3.4パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(香川県建築設計業務等委託契約約款の一部改正)

第3条 香川県建築設計業務等委託契約約款（平成11年香川県告示第259号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務工程表の提出)</p> <p>第3条 略</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第3条の2 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。</p> <p>(1) 契約保証金の納付</p> <p>(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証</p> <p>(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による</p>	<p>(業務工程表の提出)</p> <p>第3条 略</p>

保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。

4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第4条 略

（前金払）

第32条 乙は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払を甲に請求することができる。ただし、業務委託料が100万円に満たないとき又は履行期間の日数が90日に満たないときは、この限りでない。

2～5 略

6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第39条 略

2 前項の損害金の額は、業務委託料から第35条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.7パーセント

（権利義務の譲渡等）

第4条 略

（前金払）

第32条 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払を甲に請求することができる。ただし、業務委託料が100万円に満たないとき又は履行期間の日数が90日に満たないときは、この限りでない。

2～5 略

6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.4パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第39条 略

2 前項の損害金の額は、業務委託料から第35条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.4パーセント

の割合で計算した額とする。

- 3 甲の責めに帰すべき事由により、第30条第2項（第35条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

#### 第40条 削除

（解除に伴う措置）

第46条 契約が解除された場合において、第32条の規定による前払金があったときは、乙は、第41条第1項若しくは第2項又は第42条第1項の規定による解除にあっては当該前払金の額（第35条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条第1項又は第44条第1項の規定による解除にあっては当該前払金の額を甲に返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第32条の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金の額（第35条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、第41条第1項若しくは第2項又は第42条第1項の規定による解除にあっては当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条第1項又は第44条第1項の規定による解除にあっては当該余剰額を甲に返還しなければならない。

3・4 略

（賠償金の支払）

の割合で計算した額とする。

- 3 甲の責めに帰すべき事由により、第30条第2項（第35条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.4パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（業務完了保証人）

第40条 甲は、乙が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務完了保証人に対して業務を完了すべきことを請求することができる。

- 2 業務完了保証人は、前項の請求があったときは、第4条第1項の規定にかかわらず、この契約に基づく乙の権利及び義務を承継する。

（解除に伴う措置）

第46条 契約が解除された場合において、第32条の規定による前払金があったときは、乙は、第41条第1項若しくは第2項又は第42条第1項の規定による解除にあっては当該前払金の額（第35条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.4パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条第1項又は第44条第1項の規定による解除にあっては当該前払金の額を甲に返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第32条の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金の額（第35条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、第41条第1項若しくは第2項又は第42条第1項の規定による解除にあっては当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.4パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条第1項又は第44条第1項の規定による解除にあっては当該余剰額を甲に返還しなければならない。

3・4 略

（賠償金の支払）



第47条 乙は、第42条第1項第1号又は第2号に該当するときは、甲が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2・3 略

(賠償金等の徴収)

第49条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年3.7パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3.7パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

第47条 乙は、第42条第1項第1号又は第2号に該当するときは、甲が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、業務委託料の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2・3 略

(賠償金等の徴収)

第49条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年3.4パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3.4パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

附 則

(施行期日)

1 この約款は、平成20年4月1日から施行する。

(香川県工事請負契約約款の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の香川県工事請負契約約款第35条第6項、第38条第5項、第43条第2項、第48条第3項、第49条第1項及び第51条の規定は、この約款の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

(香川県土木設計業務等委託契約約款の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の香川県土木設計業務等委託契約約款第33条第6項、第40条第2項、第47条第1項及び第2項、第48条並びに第50条の規定は、この約款の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

(香川県建築設計業務等委託契約約款の一部改正に伴う経過措置)

4 第3条の規定による改正後の香川県建築設計業務等委託契約約款第32条第6項、第39条第2項、第46条第1項及び第2項、第47条並びに第49条の規定は、この約款の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。